

各 { 都道府県知事 } 殿
 { 市町村長 }

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

市町村及び児童相談所における虐待相談対応について

平素より、児童福祉行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

いわゆる「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、政府においては、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議（以下「関係省庁連絡会議」という。）を設置し、合同電話相談窓口を開設して「旧統一教会」問題に関する相談に集中的に対応するとともに、警察相談専用電話、消費者ホットラインなど関係省庁に係る全国の既存の各相談窓口においても、相互に連携して集中的に対応することとしているところです。

9月30日に開催された関係省庁連絡会議において、各種相談に応じる際、その内容が宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をしないことについて、関係各省庁による申し合わせ（別添1参照）がなされましたので、貴職におかれては本件ご了知頂くとともに、遺漏なく対応頂きますようお願いいたします。

また、虐待対応にあたっては、これまでも児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の法令の規定や子ども虐待対応の手引き等に基づき適切に対応頂いていると承知しておりますが、虐待対応の考え方につきまして、下記のとおりお示ししますので、法務局、学校等の関係機関とも連携しつつ、遺漏なく対応頂きますようお願いいたします。

なお、今回の関係省庁連絡会議での取りまとめを踏まえ、法務省からは、各法務局・地方法務局に対し、別添2のとおり、「「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた人権擁護活動の強化に向けた取組について（依命通知）」（令和4年10月6日法務省権調第71号法務省人権擁護局調査救済課長及び人権啓発課長通知）が発出され、文部科学省からは、各都道府県教育委員会教育長等に対し、別添3のとおり、「「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた児童生徒の教育相談の取組について（通知）」（令和4年10月6日4初児生第20号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）が発出されましたので、あわせてご了知頂きますようお願いいたします。

記

1. 基本的考え方

児童虐待防止法第2条各号に該当する行為を保護者が行った場合には、宗教の信仰等保護者の意図にかかわらず児童虐待に該当しうるものであること。

2. 具体例

児童虐待の定義の具体的内容については、子ども虐待対応の手引き第1章の1(2)子ども虐待の定義においてお示しているところであるが、保護者の宗教の信仰といったことを理由とするものであっても、例えば、

- ①身体的暴行を加える
- ②適切な食事を与えない
- ③重大な病気になっても適切に医療を受けさせない
- ④言葉による脅迫、子どもの心・自尊心を傷つけるような言動を繰り返し行う

といったことは、児童虐待に該当しうるものであること。

3. その他

個別の事例に関して、児童虐待であるかどうかの判断は、子どもの状況、保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断されたいこと。また、その際には、保護者の信仰に関連することのみをもって消極的な対応を取らず、また、子どもの側に立って判断すべきであること。

1) 金銭的トラブルに関する相談対応の強化

- 相談集中強化期間中の相談内容は、**金銭的トラブルが多数**。
- 紹介先の窓口として、「法テラス」が大多数を占めたほか、「消費者ホットライン」や「警察」も一定数あった。
 - ⇒ **法的に複雑な問題**を含むものが多く、**法律の専門家**による**助力が不可欠**。
 - ⇒ **消費者行政の一層の推進**
警察による適切な関与も必要。
- これらを踏まえ、
 - **総合法律支援体制の充実・強化**
 - **日本弁護士連合会との連携強化**
 - **適切な消費生活相談対応**
 - **適切な警察相談対応・違法行為の取締り**
 等を一層推進する。

2) 精神的な支援等の充実、こどもの救済

- 相談集中強化期間中の相談内容等には、**信者の家族や2世信者**について、**親族間の問題、心の悩みや生活困窮**を訴えるものも一定数存在。
- 紹介先の窓口として、「よりそいホットライン」や「生活困窮者自立支援機関」もあり。
 - ⇒ **孤独・孤立、心の問題**や**生活困窮**に関する支援
 - ⇒ **学校生活**を含む、**こども**に対する支援が必要。
- これらを踏まえ、
 - **孤独・孤立対策のためのチャットボットの充実**
 - **精神保健福祉センター**による**精神科医療機関の紹介対応**の推進
 - **生活困窮者への自立支援**の推進
 とともに、「こども」の心理的・福祉的支援の観点から、
 - **スクールソーシャルワーカー**による**関係機関との連携・支援**や**スクールカウンセラー**による**心のケア**の推進
 - **市町村及び児童相談所**における**虐待対応**の周知
 - **こどもの人権擁護活動**の強化
 等を強力に推進する。

3) その他の全般的対策

- 霊感商法等に関する**消費者教育の取組強化**による被害の未然防止（手口や対処法に関する各種教材の充実等）。
- **現行法を活用**した国民向けの分かりやすい**法的整理（Q&A）**を発信・周知する。
- これを含めた相談のノウハウ等に関して**各種研修を充実**させる。
- 関係省庁間で「相談内容が宗教に関わることを理由として**消極的な対応をしないこと**」等を**確認（申合せ）**。
- 申合せを踏まえ、関係省庁において**必要な通知文書**を**発出**する。
- 相談集中強化期間を延長し、**合同電話相談**を**継続**する。